

2026年6月1日

Ver. 1.0

超硬工具スクラップの リサイクル促進に向けた 選別・保管・処分に関するガイドライン

(別紙：超硬工具スクラップ回収時の国内循環に関する確認票)



一般社団法人 **日本機械工具工業会**
Japan Cutting & Wear-resistant Tool Association

本別紙は、超硬工具スクラップのリサイクル促進に向けた選別・保管・処分に関するガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)本文中の「3. リサイクルの拡大に向けた推奨事項」(4)超硬工具スクラップ回収時の国内循環に関する確認票に関連し、当該確認票の位置づけ及び取扱いを整理したものです。

【別紙の位置づけ】

本別紙に掲げる「超硬工具スクラップ回収時の国内循環に関する確認票」は、超硬工具ユーザーが、超硬工具スクラップの引渡し先又は回収ルートを検討するに当たり、回収後の取扱い内容、資源循環及び国内還流・活用に関する方針を確認するための資料です。

リサイクル窓口事業者リストに掲載された事業者は、本ガイドラインに基づき確認票を提示する場合、本別紙に定める「超硬工具スクラップ回収時の国内循環に関する確認票」を使用するものとします。

【超硬工具スクラップ回収時の国内循環に関する確認票】

以下に、本ガイドラインに基づき使用する「超硬工具スクラップ回収時の国内循環に関する確認票」を示します。

●●株式会社 御中

超硬工具スクラップ回収時の国内循環に関する確認票

<本確認票の位置づけ>

- 本確認票は、一般社団法人日本機械工具工業会（略称：JTA）「超硬工具スクラップのリサイクル促進に向けた選別・保管・処分に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」）に基づき、回収対象の超硬工具スクラップに含まれるタングステン等の重要鉱物資源が、超硬工具の国内生産のために活用される予定であることを示すための確認票です。
- 回収事業者は、超硬工具スクラップの回収時に、回収元の企業（超硬工具ユーザ）に対して本確認票を提示します。これにより、超硬工具ユーザの皆様は、回収されたスクラップが、本ガイドラインに準拠して、超硬工具の国内生産に活用される予定であることを確認することができます。

1. 本確認票の発行者（発行者が記入）

- 【確認事項 1】 本確認票の発行者である当社は、本ガイドラインの別紙「リサイクル窓口事業者リスト」に掲載されている事業者です。
- 【確認事項 2】 当社は、回収された超硬工具スクラップを説明可能な資源循環ルートにより再資源化し、超硬工具の国内生産のために選流・活用します。

| 発行者の会社名 | 担当者名 | 連絡先 |
|----------|------|-----|
| ●●工具株式会社 | ●● | |

（注）「発行者」とは、超硬工具ユーザから回収された超硬工具スクラップを受け取り、本ガイドラインに準拠して、当該スクラップを超硬工具の国内生産のために選流・活用する事業者です。

2. 本確認票の提示日と回収事業者（回収事業者が記入）

- 【確認事項】 本確認票に基づき、回収されたスクラップの取扱いを回収元の企業に提示します。

提示日 _____

| 回収事業者の会社名 | 担当者 | 連絡先 |
|--------------------------------|-----|-----|
| ●●興業株式会社 ※発行者と同一の場合は「同上」と記載 | ●● | |

（注）「回収事業者」とは、超硬工具ユーザから超硬工具スクラップを直接回収する事業者です。回収は、発行者が自身で行う場合と、発行者から委託を受けた会社が行う（その後、発行者に当該スクラップを引き渡す）場合があります。

（注1） 本確認票は、産業廃棄物処理法上の法定マニフェストではありません。また、価格、販売先、仕入先、再資源化先、在庫量その他競争上重要な情報の記載又は開示を求めるものではありません。

（注2） 本確認票の様式を無断で改変して使用することを固く禁じます。

様式：一般社団法人日本機械工具工業会「超硬工具スクラップのリサイクル促進に向けた選別・保管・処分に関するガイドライン」